

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月8日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

鳥取県公安委員会規則第4号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等を加える。

改正後	改正前
(少年課) 第13条 少年課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(4) 略 <u>(5) 非行少年に係る事件の捜査及び調査に関すること。</u> (6) 略 (7) 略 (8) 略 2及び3 略 (交通企画課) 第26条 交通企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(5) 略 <u>2 交通企画課に、交通事故抑止対策室を附置する。</u> <u>3 交通事故抑止対策室においては、第1項第2号及び第4号に掲げる事務を処理する。</u>	(少年課) 第13条 少年課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 2及び3 略 (交通企画課) 第26条 交通企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(5) 略

附 則

この規則は、平成23年3月8日から施行する。